

浄化槽を使用されているみなさまへ

# 法定検査の受検を忘れずに 浄化槽法第7条検査・11条検査のお知らせ

浄化槽を使用されている方は、

## ■ 保守点検

## ■ 清掃

## ■ 法定検査

の3つが義務付けられています。

平成27年度の浄化槽法定検査を、北海道知事指定検査機関（公益社団法人）北海道浄化槽協会で次の日程で実施します。

平成27年8月17日（月）から  
8月20日（木）まで

法定検査は、保守点検や清掃等の維持管理が適正に行われているか、浄化槽の機能が十分発揮されているかなどを確認する大変重要な検査で、浄化槽法で全ての浄化槽に対して受検が義務付けられていますので、必ず受検してください。  
なお、法定検査を受けない場合は罰則が適用される場合があります。

### 【法定検査の流れ】

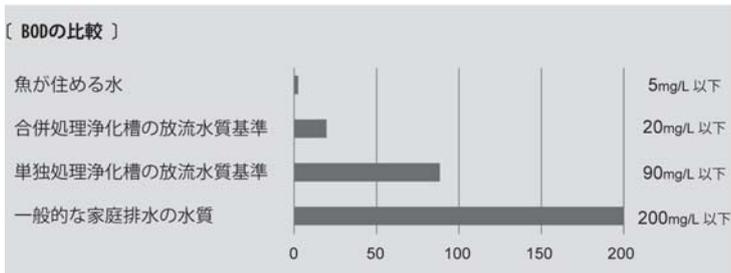
- 北海道浄化槽協会旭川事務所  
←（検査の案内）
- 浄化槽管理者  
←（電話・ファックスで申込）
- 北海道浄化槽協会旭川事務所  
※改善の指摘をされた場合は、速やかに対処してください。

### あなたの浄化槽の 放流水BODはどれくらい？

11条検査（毎年1回の「定期検査」）では、放流水の汚れの状態をBODで確認し、浄化槽の処理状況をチェックしますので、結果が届いたら比べてみましょう。

※BODとは？

川の汚れや排水など水の汚れの度合いを示す指標の一つ。水質が悪いとBODの値は高くなります。



## ■ 浄化槽の保守点検とは？

浄化槽のいろいろな装置が正常に働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、浄化槽内の汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。

保守点検は専門的な知識や技術、経験が必要ですので、北海道知事の登録を受けた業者に依頼してください。詳しくは、お問い合わせください。

点検回数は、家庭用の小型合併処理浄化槽では4ヶ月に1回以上行うよう定められています。（保守点検の回数は、浄化槽の大きさや処理方式によって異なります。）

## ■ 浄化槽の清掃とは？

浄化槽に流れ込んだ汚水は、浄化処理の過程で必ずスラムや汚泥といった泥の固まりが生じます。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になりますので、浄化槽内部の汚れを洗浄しながら溜まった汚泥を抜き取る清掃が必要です。清掃は、羽幌町外2町村衛生施設組合から浄化槽清掃業の許可を受けた業者に依頼してください。

法改正により、単独浄化槽の新設は原則禁止され、また、現在使用している方は下水道への接続が必要です。  
（下水道区域外の場合は合併浄化槽への転換が必要です。）

